

《 後期高齢者医療制度に関する送付物の送付先変更について 》

後期高齢者医療制度における送付物の送付先を変更する場合は、「後期高齢者医療制度に関する送付物の送付先変更依頼書」と、下記の本人確認書類(写し)を添えて申請してください。

《 はじめて 送付先設定 する時は… 》

- 1.後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更依頼書
- 2.被保険者の本人確認書類
- 3.送付先依頼者の本人確認書類(被保険者が依頼者の場合は不要)

《すでに登録されている 送付先を変更 する時は… 》

- 1.後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更依頼書
- 2.被保険者の本人確認書類
- 3.現在の送付先依頼者の本人確認書類(被保険者が依頼者の場合は不要)

《すでに登録されている 送付先依頼者・送付先 を変更する時は… 》

- 1.後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更依頼書
- 2.被保険者の本人確認書類
- 3.現在の送付先依頼者の本人確認書類(被保険者が依頼者の場合は不要)
- 4.今後の送付先依頼者の本人確認書類
 - *今後の送付先が成年後見人等の場合は、現在の送付先依頼者の本人確認書類は不要

《本人確認書類》	1点で可	2点を添付
被保険者	・運転免許証 ・運転免許経歴書 ・マイナンバーカード	・資格確認書 ・介護保険証 ・介護保険負担割合証
本人以外	・身体障害者手帳 ・パスポート 等	その他官公署発行書類に、氏名、住所の記載があるもの
成年後見人等	・登記事項証明書、審判書等	

*氏名・生年月日・住所の3点が確認できるものが必要です
*有効期限設定のあるものは、有効期限内のものとなります
*送付先依頼者の住所と本人確認書類の住所が同一でない場合は申請できません
*住所変更されたときは、新住所記載面の写しも必要です